

# 大分県報

平成二十九年  
号外（四九）  
四月一日

（土曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………一

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正……………三

大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定……………五

大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定……………七

### 訓令 甲

教育委員会訓令甲

人事委員会訓令

労働委員会訓令

警察本部訓令

企業局訓令

病院局訓令

大分県広報委員会設置規程の一部改正……………七

### 訓令 甲

教育委員会訓令甲

企業局訓令

大分県水源地域対策委員会設置規程の一部改正……………八

教育委員会訓令甲

大分県教育委員会公印規程の一部改正……………八

## ○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会規則第七号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「、教育事務所及び埋蔵文化財センター」を「及び教育事務所」に改め、同条中「並びに」を「及び」に改め、「及び埋蔵文化財センター」を削る。  
第四条第一項の表の福利課の項の次に次のように加える。

学校安全・安心支援課

安全・安心企画班、いじめ・不登校対策班、学校防災・安全班

第四条第一項の表の体育保健課の項中「、学校防災・安全班」を削り、同条第二項中「それぞれ」を削り、同項の表の義務教育学校の項を削る。

第五条第二十四号中「、埋蔵文化財センター」を削り、同条第二十六号中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第五条の二第九号中「こと」の下に「（総務事務センターの所掌に係る事項を除く。）」を加える。  
第七条第四号中「児童手当」を「市町村立学校県費負担教職員に係る児童手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（学校安全・安心支援課の分掌事務）  
第七条の二 学校安全・安心支援課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育に係る子どもの貧困対策の総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

二 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

三 生徒指導に係る総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

四 教育相談に関すること。

五 県立学校いじめ対策委員会に関すること。

六 学校安全に関すること。

七 幼児・児童・生徒の安全対策の事務の総括に関すること。

第八条第三号中「小・中学校学力向上対策」を「市町村立学校（幼稚園を除く。）の学力向上対策」に改め、同条第十号中「及び生徒指導推進室」を削る。

大分県報（教育委規則）

第九条中「公立高等学校」を「県立高等学校」に改め、同条第十二号を削る。  
第十条第十号中「及び社会教育総合センター」を、「香々地青少年の家及び九重青少年の家」に改める。

第十一条の二第二十一号中「埋蔵文化財センター」を「歴史博物館、先哲史料館及び埋蔵文化財センター」に改め、同条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第十一条の四第四号中「及び学校安全」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条の五を次のように改める。

第十一条の五 削除

第十六条第六号中「市町村立小学校、中学校及び幼稚園」を「市町村立学校」に改め、同条第七号中「市町村立小学校及び中学校」を「市町村立学校（幼稚園を除く。）」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第十六条の二から第一六条の四まで 削除

第十八条の表の安全対策・管理監の項中「安全対策・管理監」を「健康対策・管理監」に、「安全対策及び」を「健康対策及び」に改める。

第二十一条第一項中「及び埋蔵文化財センター」を削り、同条第二項中「又は埋蔵文化財センター」を削る。

第二十二条第一項中「及び埋蔵文化財センター」を削り、同条第二項中「又は埋蔵文化財センター」を削る。

第二十四条中「及び埋蔵文化財センター」及び「又は班」を削り、同条の表を次のように改める。

職名	課名	職務
参事	必要な課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
課長補佐	必要な課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
主幹	必要な課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
副主幹	必要な課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
主査	必要な課	上司の命を受け、課の事務を処理する。

専門員 必要な課 上司の命を受け、課の事務を処理する。  
第二十八条中「、教育事務所並びに埋蔵文化財センター」を「並びに教育事務所」に改める。

第三十条各号を次のように改める。

一 大分県教育センター

二 大分県立図書館

三 大分県立香々地青少年の家

四 大分県立九重青少年の家

五 大分県立歴史博物館

六 大分県立先哲史料館

七 大分県立埋蔵文化財センター

八 大分県立総合体育館

第三十二条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条各号を次のように改める。

一 大分県立学校いじめ対策委員会

二 大分県教科用図書選定審議会

三 大分県学校教育審議会

四 大分県社会教育委員

五 大分県立図書館協議会

六 大分県生涯学習審議会

七 大分県文化財保護審議会

八 大分県立歴史博物館協議会

九 大分県先哲叢書編さん審議会

十 大分県スポーツ推進審議会

（大分県教育センター管理規則の一部改正）

第二条 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の総務企画部の項中「研修企画担当」を「企画・調査研究担当」に改める。  
（大分県立歴史博物館管理規則の一部改正）

第三条 大分県立歴史博物館管理規則（昭和五十六年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「学芸調査課及び企画普及課」を「企画普及課及び学芸調査課」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(学芸調査課の分掌事務)

第五条 学芸調査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 歴史資料、考古資料、民俗資料等(以下「歴史資料等」という。)の収集、整理及び保管に関すること。
- 二 常設展の企画及び実施に関すること。
- 三 歴史資料等の修復その他保存に関すること。
- 四 歴史資料等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- 五 歴史資料等についての案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の刊行に関すること。
- 六 史跡川部・高森古墳群及びその周辺地の環境を保全し、及び活用すること。
- 七 史跡の保全及び活用についての相談、助言及び指導に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、埋蔵文化財センター」を削る。

大分県立社会教育センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部を改正する規則

(大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正)

第一条 大分県立社会教育総合センター管理規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立青少年の家管理規則

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成二十年大分県条例第五十三号)第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第二条 香々地青少年の家及び九重青少年の家に、それぞれ事業課を置く。

第三条から第四条までを削る。

第五条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「現金」を「予算の執行並びに現金」に、「出納」を「出納命令」に改め、同条同条第五号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

四 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。

第五条中第二号を第三号とし、同条第一号中「(事業課が管掌するものに限る。)」を削り、同条同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第三条とする。

一 関係行政機関との連携及び連絡調整に関すること。

第六条第一項中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 所長

二 副所長

第六条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第三項中「次長」を「副所長」に、「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第四条とする。

第七条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第六条とする。

(大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正)

第二条 大分県立社会教育総合センター利用規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立青少年の家利用規則

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

平成二十九年四月一日

大分県報(教育委規則)

三

第一条を次のように改める。  
（趣旨）

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 施設等の利用」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

（利用許可の申請）

第三条 青少年の家を利用しようとするものは、大分県立青少年の家利用許可申請書（第一号様式）により、所長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用日の一年前から二十日前までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第四条 所長は、青少年の家の利用を許可したときは、大分県立青少年の家利用許可書（第二号様式）を交付するものとする。

第五条を削る。

第六条第一項中「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書」を「大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書」に、「センター長」を「所長」に改め、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書」を「大分県立青少年の家利用許可変更承認書」に改め、同条第五号とする。

第七条中「総合センターの施設等」を「青少年の家」に、「大分県立社会教育総合センター利用中止届」を「大分県立青少年の家利用中止届」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第十一条」を「第十条」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「すでに」を「既に」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条ただし書」を「第十条ただし書」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第九条とする。

二 県内の義務教育学校に在籍する児童及び生徒並びにその指導者

第十一条第一項各号列記以外の部分中「総合センター」を「青少年の家」に、「センタ

ー長」を「所長」に改め、同項第五号中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第十三条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「総合センター」を「青少年の家」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第三章を削る。

（第四章 雑則）を削る。

第二十二條中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十四条とする。

第一号様式（その一）を削り、同様式（その二）中「第1号様式（その2）」（第4条関係）を「第1号様式（第3条関係）」と、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年

年の家利用許可申請書」を「大分県立青少年の家利用許可申請書」と、「大分県立社会教育総合センター長」香々地 青少年の家所長と、「大分県立社会教育総合センター利用規則第4条」香々地 青少年の家所長と、「大分県立社会教育総合センター長」香々地 青少年の家所長とを第一号様式とする。

第二号様式（その一）を削り、同様式（その二）中「第2号様式（その2）」（第5条関係）を「第2号様式（第4条関係）」と、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年

年の家利用許可書」を「大分県立青少年の家利用許可書」と、「大分県立社会教育総合センター長」香々地 青少年の家所長と、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第二号様式とする。

第三号様式中「第6条関係」を「第5条関係」と、「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書」香々地 青少年の家所長と、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第三号様式とする。

立社会教育総合センター長」香々地 青少年の家所長と、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第四号様式とする。

ンターの」香々地 青少年の家のと、「大分県立社会教育総合センター利用規則第6

ンターの」香々地 青少年の家のと、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第五号様式とする。

ンターの」香々地 青少年の家のと、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第六号様式とする。

ンターの」香々地 青少年の家のと、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第七号様式とする。

ンターの」香々地 青少年の家のと、「大分県立社会教育総合センター」香々地 青少年の家所長とを第八号様式とする。

条」や「大分県立青少年の家利用規則第5条第1項」に

利用する施設	社会教育総合センター 社会教育総合センター 社会教育総合センター	( ) 香々地青少年の家 九重青少年の家
--------	--	----------------------------

宿 泊 場 所 宿泊棟・キャンプ場 に改める。

緑田高等学校「第6条関係」や「第5条関係」に「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書」や「大分県立青少年の家利用許可変更承認書」に「大分県立社会教育総合センター長」や「大分県立香々地青少年の家所長」に「社会教育総合センター」や「香々地青少年の家の」に「大分県立社会教育総合センター利用規則第6条」や「大分県立青少年の家利用規則第5条第2項」に

利用する施設	社会教育総合センター 社会教育総合センター 社会教育総合センター	( ) 香々地青少年の家 九重青少年の家
--------	--	----------------------------

宿 泊 場 所 宿泊棟・キャンプ場 に改める。

緑田高等学校「第7条関係」や「第6条関係」に「大分県立社会教育総合センター利用中止届」や「大分県立青少年の家利用中止届」に「大分県立社会教育総合センター長」や「大分県立香々地青少年の家所長」に「社会教育総合センターの」や「香々地青少年の家の」に「大分県立社会教育総合センター利用規則第7条」や「大分県立青少年の家利用規則第6条」に

利用する施設	社会教育総合センター 社会教育総合センター 社会教育総合センター	( ) 香々地青少年の家 九重青少年の家
--------	--	----------------------------

宿 泊 場 所 宿泊棟・キャンプ場 に改める。

第六号様式及び第七号様式を削る。

(大分県立図書館管理規則の一部改正)

第二条 大分県立図書館管理規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の学校・地域支援課の項中「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当・地域学習支援担当」に改める。

第五条第一号中「市町村立図書館の」を「市町村立図書館及び学校図書館に対する」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「貸出文庫等館外事業」を「団体貸出文庫」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条に次の七号を加える。

- 五 社会教育に関する事業の企画、調査及び研究並びに研修に関すること。
- 六 社会教育施設及び社会教育関係団体に対する指導、助言及び支援に関すること。
- 七 社会教育における学校、家庭及び地域の連携及び協力の促進に関すること。
- 八 社会教育に関する講座の開設等の学習機会の提供に関すること。
- 九 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の機会の提供に関すること。
- 十 社会教育に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 十一 県民の学習活動の相談に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立埋蔵文化財センター管理規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第九号

#### 大分県立埋蔵文化財センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成二十八年大分県条例第四十五号)第六条の規定に基づき、大分県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。  
(課の設置)

第二条 センターに、総務課、企画普及課、調査第一課及び調査第二課を置く。

(総務課の分掌事務)

平成二十九年四月一日

大分県報(教育委規則)

第三条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の収受、発送、編集及び保存に関する事。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- 四 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事。
- 五 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 六 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 七 施設及び設備の利用に関する事。
- 八 その他他課の所掌に属さない事項に関する事。

（企画普及課の分掌事務）

第四条 企画普及課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 出土品その他埋蔵文化財に関する資料の保存及び展示並びに体験学習の実施に関する事。
- 二 歴史及び考古についての講演会、講習会等の開催に関する事。
- 三 県民の歴史及び考古に関する調査研究活動を援助する事。
- 四 学校、図書館、研究所、博物館、資料館、公民館等の諸施設に対する歴史及び考古についての協力及び活動の援助に関する事。
- 五 埋蔵文化財についての目録、年報、案内書、図録、調査研究の報告書等の刊行に関する事。

（調査第一課の分掌事務）

第五条 調査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。
- 二 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。
- 三 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

（調査第二課の分掌事務）

第六条 調査第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。
- 二 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。
- 三 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

（職員の数）

第七條 センターの職員の数として、次の職を置く。

- 一 所長

- 二 副所長
- 三 参事
- 四 課長
- 五 課長補佐
- 六 主幹
- 七 副主幹
- 八 主査
- 九 専門員
- 十 主任
- 十一 主事

- 2 所長の職は、非常勤とすることができる。
- 3 所長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副所長は、所長を補佐し、センターの事務を処理する。
- 5 参事は、上司の命を受け、専門的事項の指導及び助言に関する事務並びに特定の事務を処理する。
- 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
- 7 課長補佐は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
- 8 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 9 副主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 10 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 11 専門員は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 12 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 13 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

（職員の数）  
第八条 センターの職員数は、教育長が定める。

（委任）  
第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立埋蔵文化財センター利用規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

大分県立埋蔵文化財センター利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成二十八年大分県条例第四十五号)第六条の規定に基づき、大分県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館は午後四時三十分までとする。

2 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- 二 十二月二十八日から翌年の一月四日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用制限等)

第四条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、その入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。

- 一 出土品その他埋蔵文化財に関する資料(以下「資料」という。)並びにセンターの施設及び設備を故意に亡失し、汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 二 資料の返納を故意に怠ったとき。
- 三 定められた場所以外で喫煙又は飲食したとき。
- 四 めいていし、大声を発し、若しくは危険物を持ち込む等他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

五 その他管理上支障があると認めるとき。

(資料の館外貸出し)

第五条 資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、所長が特に必要があると認められた場合については、この限りではない。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○訓令 甲

教育委員会訓令甲

人事委員会訓令

労働委員会訓令

警察本部訓令

企業局訓令

病院局訓令

大分県訓令甲第十六号

大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県人事委員会訓令第二号

大分県労働委員会訓令第二号

大分県警察本部訓令第十八号

大分県企業局訓令第六号

大分県病院局訓令第五号

知事部局  
 教育庁  
 人事委員会事務局  
 労働委員会事務局  
 警察本部  
 企業局

平成二十九年四月一日

大分県報(教育委規則・訓令甲・教育委訓令甲・人事委訓令・労働委

訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令)

大分県広報委員会設置規程（昭和五十八年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 貞  
 大分県教育委員 会  
 大分県人事委員会委員長 石 井 久 子  
 大分県労働委員会会長 須 賀 陽 二  
 大分県警察本部長 松 坂 規 生  
 大分県企業局長 草 野 俊 介  
 大分県病院局長 田 代 英 哉

別表中「企画振興部広報広聴課長」を「企画振興部広報広聴課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲  
 教育委員会訓令甲  
 企業局訓令

大分県訓令甲第十七号

大分県教育委員会訓令甲第十号

大分県企業局訓令第七号

知事 部 局  
 教 育 庁  
 企 業 局

大分県訓令甲第十二号  
 大分県教育委員会訓令第四号  
 大分県企業局訓令第二号

昭和三十九年大分県教育委員会設置規程  
 昭和三十九年大分県企業局訓令第二号

を次のように改正する。

大分県知事 広瀬 貞  
 大分県教育委員 会  
 大分県企業局長 草 野 俊 介

第三条第三項中「定める部」の下に「その他の内部組織（別表の上欄に掲げるものに限る。）を加える。

別表中「第六条」を「第三条、第六条」に改め、同表の教育委員会の項中「総務課長」を「教育改革・企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十一号

教 育 庁  
 教 育 機 関

大分県教育委員会公印規程（昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

第一条及び第五条第一項中「埋蔵文化財センター」を削る。

別表の大分県教育庁埋蔵文化財センター所長印の項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。